

議 事 録

議 題	令和3年度東京都管工事工業協同組合及び三多摩管工事協同組合との意見交換会	
日 時	令和3年 12 月2日(木)13:30～15:00	
場 所	都庁第二本庁舎13階局議室	
出 席 者	■東京都管工事工業協同組合	5名
	◆三多摩管工事協同組合	4名
	□東京都住宅政策本部	6名
議 事 内 容		
1. 挨拶・自己紹介 2. 議題 (1) 都営住宅の技術者育成について □ 都営住宅の設備工事において、どのような取り組みが技術者育成に繋がるのか。実際に行っている取り組みの中で、若手が育ったと実感するのは、どのような場合か。 ■ 各社は週休2日に向けた努力をしており、技術者育成には全体の工期設定に改善の余地がある。労務単価の補正も実態に即していなく、休日と給与が適切でなければ、担い手の減少につながる。 ◆ 人材育成の前提は、現場経験を積ませることが主体となる。工期の短縮や会社への利益となった場合に、若手本人の自信とやる気につながっている。 □ 人材を採用するための条件として、どのような工夫があるのか。 ◆ 若い人材を確保するためには、週休日の確保や有給休暇等の条件の良さが魅力である。 ■ 若手に対して、資格取得促進に努めており、取得のための講習受講は、一部会社で助成している。最近の新卒者採用は、週休2日でないと応募はない。1人も応募が無い年もあり、人材確保は厳しい。技能者を現場に従事させるのに苦慮しており、現場の人材は不足している。 ■ 都営住宅工事の現場において、若手の現場代理人を配置している現場では、若手の勉強会を実施するなど、若手育成について各社取り組みを行っている。積極的な取り組みに対し、工事成績を加点評価してもらえれば、仕事に対するモチベーション向上につながる。 □ 現在、都で実施している週休2日モデル工事は、若手人材確保につながるか。 ■ 若手は、給与面よりも休日確保を求めている。週休2日工事が完全に実施されれば、求職者も増加する。実際は工事のしゅん功直前の時期等、休日の確保ができず、残業も増えるという状況にある。発注者は適正に工期を設定し、官民合わせた取り組みが必要である。 □ 発注者側で週休2日工事を進めていくことが大切ということか。モデル工事発注は、発注者指定型と受注者提案型がある。発注者指定型の場合は、受注意欲の低下につながる可能性があるか。 ■ 発注側で進めていくことが大切である。基本的に受注意欲の低下につながることは無い。 □ 若手の積極的な取り組み事項の加点評価は、東京都から実施事項報告を求めた場合、業務の負担となるか。 ■ 工事成績の評価点は重視しているため、特段負担にはならない。 □ 工事現場での率先した取り組み等の提案は、監督員に相談してほしい。週休2日工事に関する下請労働者の認識はどうか。		

- ◆ 週休2日を考慮した賃金設定をしなければ、下請労働者と契約できない可能性がある。下請労働者には、日給月給制も多数いる。全ての工事が週休2日であれば休むが、民間工事での作業や応援に行くことは考えられる。

(2) 都営住宅へのBIMの活用について

- BIMについて、事前に活用状況等をお聞きしたが、導入を進めるには、どのような取り組みが必要となるか。
- 現状、設備対応のBIMソフトが不完全であるが、業務効率アップのため、導入を進めるべきである。
- ◆ 導入している建築業者と共に、業務を進めることができれば、メリットもある。
- BIMは、大手ゼネコンと仕事をした業者は内容を理解できるが、それ以外の業者は、BIMの知識は無い。BIMを活用することの利点が不明である。むしろDX化を推進し、業務の効率化に努めたい。
- DX化の推進とは、どのようなことか。
- 会議の遠隔開催や工事提出書類のペーパーレス化等である。移動時間が縮減され、業務の負担も軽減できる。
- 都営住宅工事へのBIM活用は、住戸内の基準設計において、共用部の活用に利点があるのではないか。
- ◆ 現在の基準設計でも、協議等による契約変更の手続きをしている。BIM導入も良いが、基準設計図の改善にも努めてほしい。

(3) 都営住宅工事の遠隔施工管理について

- 遠隔施工管理の活用について、どのような実用性や課題があるか。また、遠隔施工管理に期待するものはあるか。
- 遠隔施工管理は受発注者間のセキュリティの確保が必要である。変更図面の確認等には、対面と同等の遠隔による確認が可能である。
- ◆ 受発注者間の紙ベースでの工事書類を無くしたい。
- 工事の品質管理として、材料搬入報告書や発生土搬出写真など、遠隔で工事の確認ができれば、整理業務が削減可能ではないか。ペーパーレスに繋がる工事書類はあるか。
- 遠隔確認で代替した場合、検査や監査の際に写真は求められないのか。耐圧試験や改修工事におけるレントゲン検査等は該当する。
- 遠隔施工管理が本格運用の際には、発注者側での取り決めが必要である。
- ◆ 遠隔施工管理で確認しても、監査用として書類が必要なのでは意味がない。遠隔施工管理により、工事書類の削減を期待したい。
- 現在、遠隔施工管理の試行を進めている。今後、本格実施に向け協力願いたい。

(4) 東京ガスの分社化について

- 都営住宅のガス設備工事は、当該範囲のガス導管事業者と直接契約している。東京ガス分社化に伴い、都営住宅工事において、ガス設備工事を給水衛生設備工事に組み込んだ発注を検討している。給水衛生設備工事に組み込んだ場合の留意点や課題はあるか。
- 給水衛生設備工事に組み込む場合、元請の責任として管理経費が必要となる。
- ◆ 現場代理人の専任期間を配慮し、屋内と屋外のガス工事の施工時期が異なる場合は、ガス工事についても屋内と屋外に分けていただきたい。

- ☐ 元請の管理経費については、適切に積算して計上する。その他についても頂いた意見を踏まえ、検討する。